

研究生に関する内規

(総 則)

第1条 本学の大学院各研究科において医学・歯学・薬学・保健医療学を研究する者のため、研究生の制度を設ける。

(研究生の種類)

第2条 研究生は、普通研究生と特別研究生とする。

2 普通研究生とは、医学・歯学・薬学・保健医療学を研究することを目的とし、本学において博士の学位を申請しない者をいう。

3 特別研究生とは、博士の学位取得を目標とし、専攻科目担当教授の指導により研究に従事する者をいう。

(資 格)

第3条 研究生となることのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学の医学部、歯学部、薬学部を卒業し学士の学位を取得した者、並びに大学の保健医療系学部を卒業し学士（看護学、理学療法学又は作業療法学等）の学位を取得した者

(2) 研究を希望する大学院の各研究科教授会において上記と同等以上と認めたる者

(手 続)

第4条 研究生となるためには、次の書類を希望する研究科の科長に提出し、許可を得るものとする。

(1) 研究生採用願

(2) 卒業証明書

(3) 臨床を希望する者で診療に従事する者は、希望する研究科に適応する医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等免許の写

(採用時期)

第5条 研究生の採用は、原則毎年1・4・7・10月の始めとする。

(研究期間)

第6条 研究期間は、新規採用後の3月31日までとし、更に研究を続けたいときは毎年3月31日までに研究期間延長願を提出し、研究科教授会の議を経て所属研究科長の許可を得なければならない。

(入学金)

第7条 研究生の入学金は1万円とする。

(在籍料)

第8条 研究生は、在籍期間中の年度毎に在籍料5万円を納入するものとする。

2 特別研究生の在籍料は、第9条に定める研究費に含まれるものとする。

(研究費)

第9条 特別研究生は、在籍期間中年額40万円の研究費を納入するものとする。

(その他)

第10条 この内規に定められていない事項に関しては、当該研究科教授会および学部長会の審議を経て学長の承認を要するものとする。

附 則

1. この内規は、平成7年4月1日から施行する。
2. この内規の施行日をもって「昭和大学医学部研究生に関する内規」、「昭和大学歯学部研究生に関する内規」、「昭和大学薬学部研究生に関する内規」は廃止する。
3. この改正内規は、令和2年12月1日から施行する。
4. この内規の改廃は、大学院各研究科教授会の審議を経て学部長会の承認を要するものとする。